

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）の規定に基づく徴収猶予期間延長不許可決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和5年2月1日付けの徴収猶予期間延長不許可通知書により行った、令和3年度の自動車税（種別割）の徴収猶予期間延長不許可決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のとおり主張し、本件処分の取消しを求めている。

請求人は、前管轄である東京都都税総合事務センター（以下「センター」という。）から送付された「申請書記載方法」等の案内（令和4年6月1日以降に申請可能）に従って手続したのであり、センターから業務を引き継いでいるはずの処分庁の処分（同年5月31日までに申請しなければならないという処分内容）の矛盾に対して審査請求しているものである。

総務省の通知にあるように、コロナ禍の猶予制度の運用に対しては、周知・広報に積極的に取り組むよう国から要請があり、この時期は納税が困難な納税者等に対して、柔軟かつ適切な対応が特に必要とされていた時期であった。請求人は、その渦中で徴収猶予申請をし、令和4年5月31日までの猶予許可がなされた。

処分庁は、猶予期間の延長制度についても周知しているというが、通常時同様の運用である「猶予の申請の手引き」の注釈的な小さい表

示及びホームページ内容、また猶予期限到来前に送付された納税通知書同封のリーフレット等にも制度の記載がなかった。そのため、請求人は制度の周知に至らず、センターに自主的に相談をしたものである。

その相談内で延長制度を知り、制度利用を希望したが、申請期限については説明されなかった。同年6月上旬にセンターから申請書一式が届いたが、期日や変更期限について明記されておらず、管轄変更による提出先についての記載があるのみであった。

このような状況から請求人は本件延長申請をしたのであり、さらに申請期限について請求人に責任を負わせる処分庁の主張は不当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和6年 2月16日	諮問
令和6年 5月17日	審議（第88回第1部会）
令和6年 6月14日	審議（第89回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 徴収の猶予

法15条1項は、地方団体の長は、次の各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その該当する事実に基づき、納税者等が当該地方団体に係る地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、1年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる」と規定する。

(2) 徴収の猶予期間の延長

ア 法15条4項は、地方団体の長は、徴収の猶予をした場合におい

て、当該徴収の猶予をした期間内に当該徴収の猶予をした金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由があると認めるときは、当該徴収の猶予を受けた者の申請に基づき、その期間を延長することができる」と規定する。

イ 法15条の2第3項は、徴収の猶予期間の延長を申請しようとする者は、徴収の猶予を受けた期間内に当該徴収の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由、徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間その他の当該地方団体の条例で定める事項を記載した申請書（以下「延長申請書」という。）に、財産目録、担保の提供に関する書類その他の当該地方団体の条例で定める書類を添付し、これを当該地方団体の長に提出しなければならないと規定する。

また、同条5項は、地方団体の長は、延長申請書の提出があった場合には、当該申請に係る事項について調査を行い、徴収の猶予期間の延長をし、又は徴収の猶予期間の延長を認めないものとする」と規定する。

そして、法15条の2の2第2項は、地方団体の長は、延長申請書の提出があった場合、徴収の猶予期間の延長を認めないときは、その旨を当該申請書を提出した者に通知しなければならないと規定する。

ウ 徴収の猶予期間の延長に係る申請の時期は、別段定められていないが、徴収猶予期間内に延長の申請がなされることを前提要件としているとされている（地方税務研究会編『地方税法総則逐条解説』（一般財団法人地方財務協会（平成29年）364頁））。

(3) 徴収権の引継ぎ

東京都都税条例（昭和25年東京都条例第56号）23条1項は、センター所長は、当該条例4条の3第2項の規定により賦課徴収の委任を受けた自動車税について未納の徴収金がある場合においては、当該自動車税に係る納税義務者の住所等を所管する都税事務所長等にその未納の徴収金について、徴収の引継ぎをしなければならないと規定する。

2 本件処分についての検討

上記1の法令等の定めを前提として、本件処分に違法又は不当な点がないか、以下検討する。

請求人は、本件徴収金について、令和4年5月31日までを猶予期間とする本件徴収猶予を受けていたところ、同月30日、センターに徴収猶予の延長を希望する旨の連絡をし、センターから延長申請書の様式等の送付を受けていたものであるが、実際に本件延長申請書が処分庁に提出されたのは、同年9月28日であったことが認められる。

徴収の猶予期間の延長に係る申請の時期は、猶予期間内に延長の申請がなされることを前提要件としていることからすれば（1・(2)・ウ）、猶予期間から約4か月遅れてされた本件延長申請について、これを不許可とした処分庁の判断に不合理な点は認められない。

したがって、本件処分に違法又は不当な点はない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、猶予期間の延長制度の周知が足りない、自主的にセンターに延長の相談をしたが、延長の申請期限について説明されていないことなどから、本件処分は不当である旨主張する。

しかし、請求人は、令和4年5月31日までを猶予期間とする本件徴収猶予を受けていた以上、同期間内に本件徴収金を納付することが困難な状況にあったのであれば、主税局のホームページやセンターに確認することにより、猶予期間の延長申請ができること、その場合は猶予期間が終了するまでに延長申請書の提出が必要であることを容易に確認することができたものと認められる。

そうであれば、センターが延長申請書の様式等の送付に当たり、その申請期限について請求人に対し具体的に説明しなかったとしても、本件処分が不当であるとまではいえない。また、主税局のホームページで案内している以上、処分庁がさらに個別の通知等により、積極的に猶予期間の延長制度について請求人に案内すべきであったということもできない。

したがって、請求人の主張には、理由がない。

4 付言

本件においては、請求人がセンターに徴収猶予期間延長の希望を連絡した時点で、センターはその申請期限が翌日に迫っている旨を請求人に対して情報提供していない。センターにおいては、申請希望者に対して、申請期限や申請先について適時かつ適切な情報提供を行い、申請手続が円滑に進められるように丁寧な対応をすることが望ましい。

さらに、処分庁は、請求人から本件延長申請書が提出されて以降も

本件徴収金の納付を求めて複数回にわたって催告を行っているものの、その間に、本件延長申請に対する処分は行っていない。本件徴収金の納付を求めるのであれば、申請期限を徒過して提出された本件延長申請に対しては、請求人からの本件延長申請の取下げを待つことなく、標準的な処理期間内に拒否処分を行うべきであった。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

大橋洋一、海野仁志、織朱實